

一度使用された米の紙袋の取扱いについて

農産物検査証明は精米に産地・品種・産年を表示する場合の表示の根拠となっています。

一度使用した農産物検査の証明表示がある米袋の証明内容を抹消しないで再使用する場合は、農産物検査法違反となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられますので、適切な使用をお願いします。

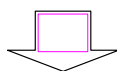
これに関する情報提供又はお問合せについては、最寄の農政局又は農政事務所にお問合せください。

使用済みの農産物検査証明空袋の取扱い

一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消した上で流通させてください。

農産物検査証明の表示を除去又は抹消せず、再び米の袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



検査の証明等の表示を抹消する場合の例

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
平成 9年産	水稻うるち玄米	検査協会	検査協会 19.9.1 食糧
銘柄	県産コシヒカリ		
正味重量規格 30 kg			
皆掛重量 30.5 kg			

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎

住 所 県 市 町

代 理 人 商店

住 所 県 市 × × 町

生 産 地 県

品 種 名 (コ シ ヒ カ リ)